

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

岐阜県職員保健審査会規則

(同)

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

訓 令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

一四

一一

一二

号 外 (七) 平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

機関 一 各機 関共通		職員 1 全職員	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考
2 災害対策 に関する重	・下)	ヘルトA	保護帽	一個	別に定め る期間	夏用・冬用の 貸与対象職員
		防災服A(上 ・下)	帽子A	一個	別に定め る期間	
		一本	別に定め る期間	別に定める職 員を除く。		
		一着	別に定め る期間	別に定める職 員を除く。		
夏用・冬用 各一着	別に定め る期間	別に定め る期間	別に定め る期間	別に定め る期間	別に定め る期間	別に定め る期間

十二 林 政部 課	十一 農 政部 業 課	十 商工 労働部 岐阜地 域産業 労働室	九 商工 労働部 商工政 策課	八 健康 福祉部 薬務水 道課	七 環境 生活部 岐阜地 域環境 室	六 環境 生活部 自然環 境保全 課	五 環境 生活部 環境管 理課
1 現場業務 に従事する 職員	1 農業改良 の普及業務 に従事する 職員	1 現場立入 調査業務に 従事する職 員	1 現場立入 調査業務に 従事する職 員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 自然公園 及び鳥獣保 護に関する 業務を担当 する職員	1 現場業務 に従事する 技術職員
作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下) 安全靴	作業服(上・ 下) 安全靴	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴又は安全 靴	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)
一着	夏用・冬用 各一着	一足	一足	一着	一足 一着	夏用・冬用 各一着	一着
三年	二年	三年	三年	三年	三年 三年 二年	三年	三年
					担当ごとに長 靴又は安全靴 のいづれかと する。		
二十 都 市建築 部街路 公園課	十九 農 土整備 部河川 課	十八 農 土整備 部技術 検査課	十七 農 土整備 部建設 政策課	十六 林 政部 山課	十五 林 政部 林整備 課	十四 林 政部 産材流 通課	十三 林 政部 みのも の森 づくり 推進課
1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 技術職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 技術職員	1 現場業務 に従事する 職員
作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)
一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着
三年	二年	三年	三年	三年	一年 三年	三年	三年
	地下水位観測 に従事する職 員に限る。						

		二四 振興局		二三 自動車 事務所 所及び 飛騨県 事務所 所自動 車税出 張所				二二 県税事 務所		二一 都市建 築部公 共建築 住宅課		水道企 業課 課及 築指 導		下 水道 課、 建	
2 環境課の 職員で現場		1 振興課の 職員で現場 立入調査業 務に従事す るもの		1 納税証明 書の発行業 務又は申告 書の受付業 務に専ら従 事する職員		2 軽油調査 の業務に従 事する職員		1 不動産評 価の業務に 従事する職 員		1 現場業務 に従事する 職員					
作業服(上・ 下)		作業服(上・ 下)		作業服(上)		作業服(上・ 下) 予防衣		作業服(上・ 下)		作業服(上・ 下)		作業服(上・ 下)			
夏用・冬用 各一着		一足		夏用・冬用 各一着		一着		夏用・冬用 各一着		一足		一着		夏用・冬用 各一着	
二年		三年		二年		一年		二年		三年		三年		二年	
						軽油分析調査 に従事する職 員に限る。									
												二五 保健所			
		4 薬剤師		3 臨床検査 技師、衛生 検査技師、 薬剤師(理 化学検査及 び細菌学検 査に従事す る職員に限 る。)及び これらに類 似の業務に 従事する職 員		2 診療放射 線技師及び これに類似 の業務に従 事する職員		1 医師		業務に従事 するもの					
防寒服		作業服(上・ 下)		予防衣		予防スポン 下)		予防スポン (スカート)		予防衣		予防衣		防寒服 靴 長靴又は安全 靴	
一着		夏用・冬用 各一着		一着		一着		一着		夏用・冬用 各一着		二着		一足	
三年		二年		一年		一年		二年		二年		一年		三年	
飛騨保健所		環境衛生業務 に従事する職 員に限る。		環境衛生業務 に従事する職 員を除く。		飛騨保健所 (下呂センタ ーを含む。)の 職員に限る。								担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。	

<p>二十八 食肉衛 生検査 所</p>										<p>二十九 身体障 害者更 生相談 所</p>										<p>三十 知的障 害者更 生相談 所 希望が 丘学園 及びわ かあゆ 学園</p>									
<p>1 獣医師</p>										<p>1 相談判定 課の相談判 定に関する 業務を担当 する職員で 補装具の修 理に従事す るもの</p>										<p>2 保育士</p>									
<p>予防衣</p>										<p>作業服(上・ 下)</p>										<p>予防衣 予防靴 長袖シャツ 靴 予防衣</p>									
<p>夏用・冬用 各三着</p>										<p>夏用・冬用 各一着</p>										<p>二着 二着 一着 二足 二着 二着</p>									
<p>一年</p>										<p>二年</p>										<p>一年 一年 一年 一年 一年 一年</p>									
<p>センターのデ イ・ケア部門 の職員に限る。</p>																				<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>									
<p>3 理学療法 士、作業療 法士、言語 聴覚士及び 物理療法技 術員</p>										<p>4 診療放射 線技師</p>										<p>5 看護師、 准看護師及 び看護助手</p>									
<p>予防衣</p>										<p>予防スポン</p>										<p>看護衣 予防衣 靴 長袖シャツ 半袖シャツ トレパン</p>									
<p>二着</p>										<p>一着</p>										<p>二着 二着 二着 二着 一着 一着</p>									
<p>一年</p>										<p>一年</p>										<p>一年 一年 一年 一年 一年 一年</p>									
<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>										<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>										<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>									
<p>6 児童指導 員</p>										<p>7 児童自立 支援専門員</p>																			
<p>予防衣</p>										<p>予防スポン</p>										<p>スポーツウエ ア(上・下) スポーツウエ ア(上・下)</p>									
<p>二着</p>										<p>一着</p>										<p>一着 一着</p>									
<p>一年</p>										<p>一年</p>										<p>一年 二年</p>									
<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>										<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>										<p>希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。 希望が丘学園 の職員に限る。</p>									

<p>三十三 工業技 術研究 所、産 業技術 センタ ー、情 報技術 研究所、 セラミッ クス研 究所及 び生活 技術研 究所</p>		<p>三十二 計量検 定所</p>		<p>三十一 子ども 相談セ ンター</p>			
<p>2 現業的業 務に従事す る職員</p>		<p>1 試験研究 業務に従事 する職員</p>		<p>1 計量器の 検定業務に 従事する職 員</p>		<p>1 保育士等 で、直接児 童の指導に 当たること を本務とす るもの</p>	
<p>作業服(上・ 下)</p>		<p>予防衣</p>		<p>作業服(上・ 下) 安全靴</p>		<p>運動靴 長靴</p>	
<p>夏用・冬用 各一着(新 規採用の 一年)</p>		<p>一着 一足</p>		<p>夏用・冬用 各一着 一足</p>		<p>一着 一足</p>	
<p>三年</p>		<p>三年</p>		<p>一年</p>		<p>二年 三年</p>	
<p>セラミックス 研究所研究開 発部の成形及 び原料調整に 従事する職員 に限る。</p>		<p>セラミックス 研究所の職員 に限る。</p>		<p>理化学試験に 従事する職員 に限る。</p>		<p>わかあゆ学園 の職員に限る。 わかあゆ学園 の職員に限る。</p>	

<p>三十五 農林事 務所</p>		<p>三十四 国際た くみア カデミ ー及び 木工芸 術スク ール</p>					
<p>1 現場業務 に従事する 職員(農業 改良普及業 務に従事す る職員を除 く。)</p>		<p>1 職業訓練 指導員</p>		<p>3 試験研究 業務に立会 する職員</p>		<p>る職員</p>	
<p>作業服(上・ 下) 長靴</p>		<p>防寒服 安全靴</p>		<p>作業服(上・ 下) 指導員服(上 ・下) 安全靴</p>		<p>安全靴 長靴</p>	
<p>夏用・冬用 各一着</p>		<p>一着</p>		<p>夏用・冬用 各一着</p>		<p>一着 一足</p>	
<p>二年</p>		<p>三年</p>		<p>一年</p>		<p>一年 二年 三年</p>	
<p>農務に関する 業務を担当す る職員を除く。 農務に関する 業務を担当す る職員に限る。 畜産に関する 業務を担当す る職員に限る。</p>		<p>建築科、訓練 第一課、訓練 第二課及び訓 練課の職員に 限る。</p>		<p>職業訓練指導 業務に従事す る職員に限る。</p>		<p>産業技術セン ターの抄紙作 業に従事する 職員に限る。 工業技術研究 所の職員及び 生活技術研究 所の木工機械 操作に従事す る職員に限る。</p>	

三十三 農業技術センター及び 中山間農業研究所									
1 試験研究業務に従事する職員									
2 用地業務に従事する職員									
3 農業改良の普及業務に従事する職員									
防蹠靴	長靴		作業服(上・下)	予防衣	防蹠靴	作業服(上・下)	作業服(上・下)	防蹠靴	長靴又は安全靴
一着	一足		夏用・冬用各一着(新規採用又は異動による職種変更の年に限り各二着)	一着	一着	夏用・冬用各一着	夏用・冬用各一着	一着	一足
三年	一年		一年(新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年)	一年	三年	二年	二年	三年	三年
農業技術センター作物部、花き部及び野菜・果樹部の職員に限る。									
2 農業技手									
防蹠靴		防蹠靴	防除用マスク	防除衣	帽子	長靴	地下足袋	作業服(上・下)	防蹠靴
一足		一着	二個	一着	一個	一足	一足	夏用・冬用各一着(新規採用又は異動による職種変更の年に限り各二着)	一足
二年		三年	一年	一年	三年	一年	一年	一年(新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年)	二年
中山間農業研究所の職員に限る。									
中山間農業研究所の職員に限る。									
中山間農業研究所の職員を除く。									
農業の散布作業に従事する職員に限る。									
農業の散布作業に従事する職員に限る。									
中山間農業研究所の職員に限る。									
中山間農業研究所の職員に限る。									

五十二 建築事 務所	五十一 流域浄 水事務 所	五十 岐 阜駅周 辺鉄道 高架工 事事務 所	四十九 リニア 推進事 務所	工事 務所及 び宮川 上流河 川開発 工事 務所	工事 務所及 び宮川 上流河 川開発 工事 務所
1 現場業務 に従事する 職員	2 水質検査 業務に従事 する職員	1 現場業務 に従事する 職員及び用 地業務に従 事する職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員
作業服(上・ 下)	予防衣 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴又は安全 靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	長靴又は安全 靴
夏用・冬用 各一着	一足	一足	一足	一着	一足
二年	二年	二年	二年	二年	二年
		担当ごとに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		管理調整業務 に従事する職 員を除く。	担当ごとに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。

防寒服	一着	三年
安全靴	一足	三年

備考 夏用は六月一日から九月三十日まで、冬用は十月一日から翌年五月三十一日までの間使用するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員保健審査会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県職員保健審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県職員保健審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条第一項の規定により知事が選任する総括安全衛生管理者(以下「総括安全衛生管理者」という。)の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- 一 結核性疾患又は一般疾病(外科、産科等の一時的疾患を除く。第三号において同じ。)による職員の健康管理区分(職員の健康管理を行うために総括安全衛生管理者が別に定める区分をいう。次号において同じ。)の決定又は変更その他健康管理上必要な措置に関すること(第三号に掲げるものを除く。)
- 二 精神疾患(神経症、自律神経失調症等を含む。次号において同じ。)による職員の健康管理区分の決定又は変更その他健康管理上必要な措置に関すること(次号に掲げるものを除く。)

- 三 結核性疾患、一般疾病又は精神疾患により休職中の職員の復職に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 審査会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、医師及び県の職員のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員のうちから総括安全衛生管理者が選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会は、次の各号に掲げる議事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める会議を会長が招集する。

一 第二条第一号に掲げる事項に関する事 一般疾患審査会

二 第二条第二号に掲げる事項に関する事 精神疾患審査会

三 第二条第三号に掲げる事項に関する事 復職審査会

四 第二条第四号に掲げる事項に関する事 特別審査会

2 前項各号に定める会議に出席すべき委員は、会長が指名する。

3 第一項各号に定める会議は、当該会議に出席すべき委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

6 審査会の調査審議を要する事項で、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審査が容易で会議を招集する必要がないと認めるときは、第二項の規定により会議に出席すべき委員として会長が指名する者に回議して会長の決定を受け、会議の調査審議に代えることができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、総括安全衛生管理者が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十五年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十 歳 未 満	四、五〇三円	一三、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一三、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円

別記第六号様式中

有・無	年 月 日		
有・無	年 月 日		
有・無	年 月 日		

を

備考

1234567890

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社